一般社団法人日本看護系大学協議会　看護実践能力評価基準委員会規程

本規程は一般社団法人日本看護系大学協議会（以下、「本会」という）の定款第３５条に基づき、看護実践能力評価基準委員会（以下、「委員会」という）の設置及び運営等に関する基本的事項を定める。

（目的）

第１条　看護実践能力評価における評価項目作成および評価方法検討のために看護実践能力評価基準委員会を設置する。

（任務）

第２条　本委員会は次の業務を行う。

（１）看護実践能力評価のための評価項目および基準の作成に関すること

（２）看護実践能力評価のための評価方法の検討に関すること

（３）看護実践能力評価のための評価項目および評価方法に関する検討会、研修会の企画に関すること

（４）その他看護実践能力評価に関する重要な事項

（本規程の改正）

第３条　本規程の改正は、理事会の議決により行う。

附則　この規程は、２０２３年5月１２日より施行する。

附則　この規程の改正は、２０２６年7月９日より施行する。